宇宙線研究所共同利用研究実施専門委員会内規

第1条　東京大学宇宙線研究所 (以下研究所) の共同利用運営委員会に共同利用研究実施専門委員会 (以下委員会) を置く。

第2条　委員会は研究所の共同利用研究、共同研究を円滑に進めるため、以下の項目について審議し、共同利用運営委員会に報告または提案する。

1. 共同利用運営委員会から審議を要請された事項
2. 共同利用研究施設や設備の維持、運営に関すること
3. その他共同利用研究に必要な事項

第3条　委員会は所内委員約6名、所外委員約8名をもって構成する。

第4条　委員は所長が委嘱する。委員会に委員長及び幹事を置く。委員長及び幹事は共同利用運営委員会の推薦により所長が任命する。

第5条　委員長は必要に応じて委員会を召集し、その議長となる。

第6条　委員の任期を2年とし、重任を妨げない。

付則

1. この内規は平成6年4月1日から施行する。
2. 平成元年9月制定の宇宙線研究所専門委員会規則は廃止する。

<参考> 第 17 期物研連·原子核専門委員会委員候補者の選挙

3.1　選出人数　被推薦者数　7 名

3.2　投票方法　別紙投票用紙に 3 名連記する (3 名以下の記名も有効)。

参考: 1.　第 17 期物研連·原子核専門委員会委員の任期は 3 年である。

2.　学術会議の規則により、物研連委員を 4 期以上務めることはできない。但し、学術会議会員、IUPAP 専門委員、13 期の協力委員は、その期間を除外する。この規則により、太田周氏と西村純氏は今回の選挙に被選挙権を有しない。

3.　委員候補者の選出は、原則として同一機関から 1 名とする。但し、同一機関 1 名の制限については以下の申し合せによる。

a) IUPAP 委員の所属する機関については、その委員の他に 1 名を委員候補者として推薦できる。IUPAP 委員は被選挙人としない。現 IUPAP 委員荒船次郎氏は今回の選挙に被選挙権を有しない。

b) 物理学会から推薦された委員の所属する機関では、その他に 1 名を委員候補者として推薦できる。

c) 第 13 期までは共同利用研究所 (宇宙線研) 所長は Exofficio であった。CRC の選挙で共同利用研究所所長が委員候補者として推薦される場合には、13 期までの主旨に沿って、共同利用研究所からもう 1 名推薦できる。

4.　今回は、7 名を順位をつけて推薦する。なお、同票の場合は本人に連絡のうえ、くじ引きとする。